

# 規制に係る政策評価の点検結果 (令和4年度分)

令和6年3月

総務省行政評価局

## ■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律又は政令により規制を新設又は改廃する際、政策評価法（注）及び同法施行令において、事前評価を実施することが義務付けられている。  
注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- 規制の政策評価は、①発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し説明責任を果たすことを目的としており、各行政機関における適正な実施が確保されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 本点検は、各府省における規制の政策評価の実施状況を把握するとともに、推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するもの

- 各府省が令和4年度に実施した規制の政策評価は、事前評価227件、事後評価77件の計304件であり、これらについて、ガイドラインを踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の府省令による規制6件を除く。）
- ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化が行われているか
- ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）が記載されているか
- ③ 規制の検討段階等において事前評価（費用や効果など評価書の要素）が活用されているか
- ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標が明示されているか

# 【点検項目①】事前評価における費用及び効果の定量化の状況

○ 規制を受ける側のコストである「**遵守費用**」については、ガイドラインにおいて「**少なくとも定量化する**」こととされている。令和4年度の点検対象のうち、**遵守費用の金銭価値化又は定量化がされているもの(定量化率)は約59%と改善が見られた。**

注1) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している(以下同じ。)

注2) 遵守費用の定量化率の推移:平成30年度約18%⇒令和元年度約40%⇒令和2年度約39%⇒令和3年度約38%⇒令和4年度約59%

注3) デジタル一括法に基づく書面揭示規制の見直し案件において統一的に定量化が進められたことによる影響が大きい。なお、同見直し案件を除いた評価書の定量化率は45.9%

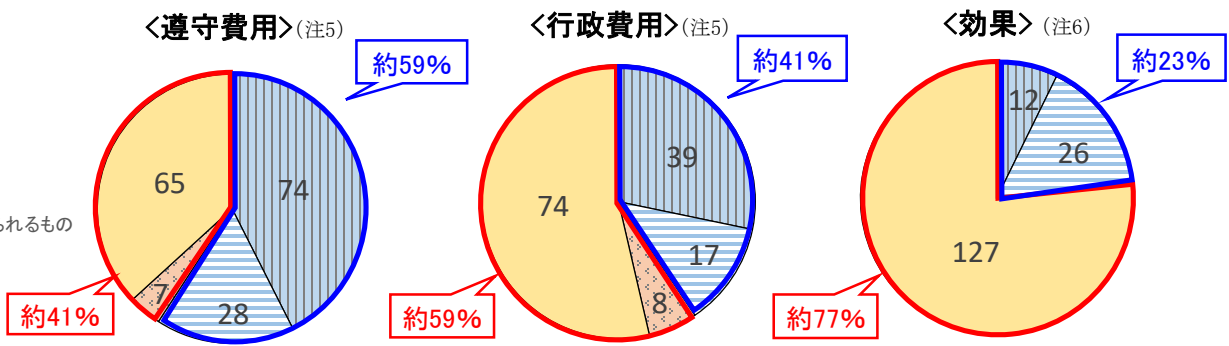
遵守費用の内容としては、認可等の申請手続費用、検査・監督・モニタリング等への対応費用、設備投資等費用、手数料等費用等があげられている。

注4) 認可等の申請手続(57件)、検査・監督・モニタリング等対応(19件)、設備投資等(15件)、手数料等費用(15件)、その他(121件)

○ また、「**行政費用**」の定量化率は約41%、「**効果**」の定量化率は約23%と、いまだ低い水準にとどまっている。

○ 費用・効果の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模、構造等が異なる、下位法令等の措置内容が決まらない又は規制の適用対象者が評価時点で不明である等として推計が困難とし、定性的に記載しているものが多くみられた。

- 金銭価値化されているもの
- ▨ 一部定量化されているもの
- 費用が発生しないとされているが、実際には発生すると考えられるもの
- 定性的に記載されているもの

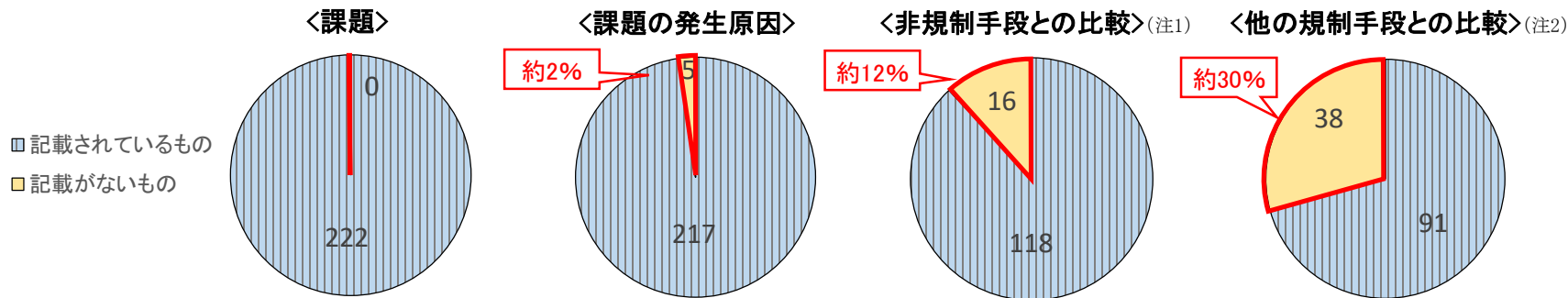


注5) 費用が発生しないこととされており、実際に発生しないと考えられるものは除外しているため、合計値が一致しない。  
 注6) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。

○ ガイドラインにおいては、事前評価における費用や効果の推計に関して、「**正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分**」、「**単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能**」とされている。正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量(上位値や下位値の設定等)を用いて説明するよう指摘するとともに、工夫して費用・効果の定量化に努めている例を推奨事例として各府省に共有

【点検項目②】EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に係る記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について確認
- 政策目的を明確にするための「課題」や「課題の発生原因」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、選択すべき手段や程度を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載については、所要の記述がされていないものがいまだ一定数みられた。



注1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な非規制手段が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。  
 注2) 簡素化案件のため代替案(他の規制手段との比較)の記載が不要である場合に加え、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

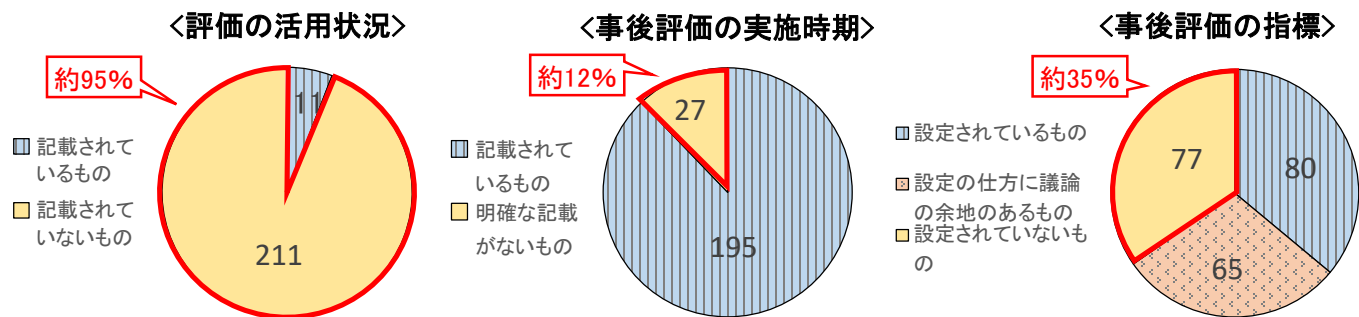
○ 非規制手段(注3)及び他の規制手段(注4)によるメリットとデメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

注3) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等  
 注4) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

### 【点検項目③】規制の検討段階等における評価の活用状況

### 【点検項目④】事後評価の実施時期及び指標の明示状況

- 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用の状況)が記載されているものはほとんどなかった。
- また、「事後評価の実施時期」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、事後評価時に使用する「指標」を明記していないもの、指標の設定の仕方に疑義があるものがいまだ一定数みられた。



- 審議会等の場において、評価の要素となる費用や効果を示し議論を行っている例もあることから、積極的に評価の情報を活用するよう指摘
- 事前評価書において、事後評価時に使用する指標(効果だけでなく、発生した遵守費用や行政費用も把握可能な指標)を列挙し、把握する方法とともに明示するよう指摘

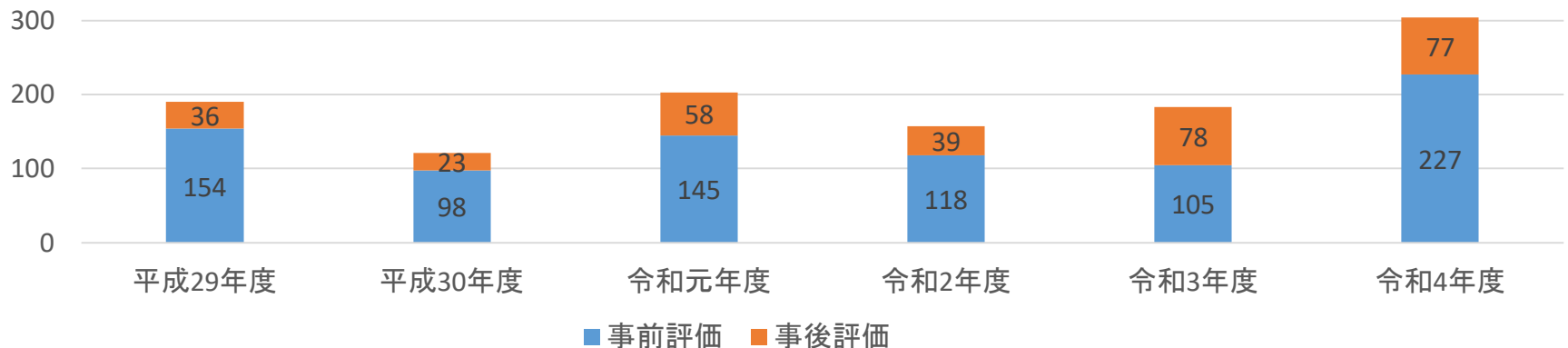
## (参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(各府省別・令和4年度)

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	3	0	3
公正取引委員会	1	0	1
国家公安委員会・警察庁	14	0	14
金融庁	17	13	30
消費者庁	4	2	6
デジタル庁	1	0	1
総務省	12	8	20
法務省	0	4	4
財務省	3	1	4

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
文部科学省	9	0	9
厚生労働省	32	0	32
農林水産省	27	1	28
経済産業省	26	5	31
国土交通省	77	37	114
環境省	9	4	13
原子力規制委員会	2	3	5
<b>事前評価</b>	<b>227</b>	<b>77</b>	<b>304</b>
<b>事後評価</b>			
<b>合計</b>			

注1) 複数省庁が共管している規制については、所管省庁それぞれにカウントしているため、合計値は一致しない。  
 注2) 義務付け対象外の府省令による規制を含む。

## (参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(推移)



# (参考) 規制に係る政策評価書の点検結果(前年度分との比較)

(単位:件)

事前評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計	
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも量化)	令和4年度	74 (42.5%)	28 (16.1%)	48(—)	7 (4.0%)	65 (37.4%)	174 (100%)	222	
		令和3年度	21 (29.6%)	6 (8.5%)	33(—)	2 (2.8%)	42 (59.2%)	71 (100%)	104	
	行政費用 (可能な限り量化又は金銭価値化)	令和4年度	39 (28.3%)	17 (12.3%)	84(—)	8 (5.8%)	74 (53.6%)	138 (100%)	222	
		令和3年度	14 (17.3%)	4 (4.9%)	23(—)	3 (3.7%)	60 (74.1%)	81 (100%)	104	
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和4年度	12 (7.3%)	26 (15.8%)	0(—)	0 (0.0%)	127 (77.0%)	165 (100%)	165	
		令和3年度	14 (15.6%)	11 (12.2%)	0(—)	0 (0.0%)	65 (72.2%)	90 (100%)	90	
	評価の活用状況	年度	記載されているもの				記載されていないもの			計
		令和4年度	11(5.0%)				211(95.0%)			222
		令和3年度	6(5.8%)				98(94.2%)			104
事後評価の実施時期	年度	記載されているもの				明確な記載がないもの			計	
	令和4年度	195(87.8%)				27(12.2%)			222	
	令和3年度	97(93.3%)				7(6.7%)			104	
事後評価の指標	年度	設定されているもの		設定の仕方に議論の余地のあるもの		設定されていないもの		計		
	令和4年度	80(36.0%)		65(29.3%)		77(34.7%)		222		
	令和3年度	33(31.7%)		56(53.8%)		15(14.4%)		104		

事後評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	適用実績がないもの(f)	小計((c)及び(f)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも量化)	令和4年度	10 (19.2%)	16 (30.8%)	18(—)	3 (5.8%)	23 (44.2%)	6(—)	52(100%)	76
		令和3年度	14 (29.2%)	11 (22.9%)	30(—)	5 (10.4%)	18 (37.5%)	-(—)	48(100%)	78
	行政費用 (可能な限り量化又は金銭価値化)	令和4年度	14 (25.9%)	9 (16.7%)	17(—)	4 (7.4%)	27 (50.0%)	5(—)	54(100%)	76
		令和3年度	12 (20.0%)	2 (3.3%)	18(—)	16 (26.7%)	30 (50.0%)	-(—)	60(100%)	78
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和4年度	8 (11.4%)	31 (44.3%)	0(—)	0 (0.0%)	31 (44.3%)	5(—)	70(100%)	75
令和3年度		8 (11.6%)	28 (40.6%)	1(—)	0 (0.0%)	33 (47.8%)	-(—)	69(100%)	70	

注1) 効果については、簡素化案件では記載が不要であるため、合計値が一致しない。

注2) 量化率は、適用実績がないもの及び費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。



# 費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例①

規制名：届出対象となる養殖業の規定

府省名：農林水産省

法令名：内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制区分：拡充

## 【課題】

陸地において営まれる養殖の事業（以下「陸上養殖」という。）を持続的かつ健全に発展させていくためには、養殖場の所在地など当該陸上養殖の実態を把握し、陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能や周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、速やかに措置を講じうる体制を整備する必要がある。

## 【発生原因】

近年、多額の投資と高度な技術を用い、陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するなど、新たな養殖方法を取り入れた養殖業が営まれ始めている。

これらの陸上養殖は、我が国の漁業・養殖業生産量が暫減傾向にある中で、漁場・生産量の拡大といった意味で将来有望な技術であるが、上記の新たな養殖方法を取り入れたものは、排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見が無い。

## 【非規制手段との比較】

陸上養殖の実態を把握するに当たっては、国による実態把握調査の実施などの政策手段が考えられるが、陸上養殖業者約300事業者すべてから回答を得られた場合、遵守費用として90万円（300事業者×3,000円）が見込まれるほか、実態把握調査の行政費用として800万円が必要となる一方、調査への回答が任意となるため十分な効果が得られないことから、規制手段の採用が妥当である（令和3年度陸上養殖実態調査委託事業では、調査対象候補約300事業者のうち回答が得られたのは約30%（85事業者）のみ）。

## 規制案の内容

内水面漁業の振興に関する法律施行令において、新たな養殖方法を取り入れた陸上養殖を届出養殖業として規定し、陸上養殖を営もうとする者は、開始する日の1月前までに、養殖場の住所等を国に届け出なければならないものとする。

## 【費用（総額）：約210万円】

### <遵守費用>

○ 陸上養殖を開始する際の届出書及び年に一度の実績報告書の書類作成及び提出に要する費用：180万円＝300事業者×6,000円（初年度）

・当該規制の対象となる陸上養殖業者（令和3年度陸上養殖実態調査委託事業の結果から推測）：約300事業者

・1事業者当たりの費用：約6,000円＝2,800円（※1）×2時間（※2）

（※1）平成27年民間給与実態統計調査及び平成27年労働統計要覧を基準

（※2）届出書及び実績報告書の作成・提出にそれぞれ1時間作業を要すると仮定

### <行政費用>

○ 陸上養殖業者から提出される届出書及び実績報告書の確認作業等に要する費用：30万円＝600件×500円

・届出書及び実績報告書の件数：約600件＝300事業者×2

・1件当たりの費用：約500円＝2,800円（※1）×1人（※2）×10分（※3）

（※1）国家公務員給与等実態調査及び労働統計要覧

（※2）対応する職員数

（※3）1件の届出書又は実績報告書の処理に要する時間

## 【主な効果（総額）：約827万円以上】

○ 不要となる陸上養殖業者の実態把握調査費：約800万円

○ 陸上養殖業者が実態把握調査に回答するために要した費用の削減：27万円（90万円×回答率実績30%）

○ 魚病被害額の増加の抑制：

令和2年の魚病推定被害額が全体として約111億円で、前年（約103億円）から増加している状況にあって、本措置は、魚病被害額の増加の抑制に資することが期待される。

### <間接的影響>

・陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能と周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、速やかに措置を講じうる体制を整備することにより、安定的な漁業経営が可能となり、持続的な陸上養殖の拡大が図られるとともに、養殖生産量の増加、地域の雇用の創出等につながることを期待される。

効果と費用を比較考量  
できるよう定量化

## 【規制（改正）案の確定】

令和5年1月27日閣議決定

令和5年4月1日施行

## 【事後評価】

実施時期：施行から5年後に事後評価を実施する。

指標：魚病被害額



# 費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例②

規制名：施設開放義務	府省名：環境省
法令名：気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案	規制区分：新設

## 【課題】

近年、熱中症による死者数、救急搬送者数が高止まりしている状況である。今後も熱中症による被害が生じることが想定されるが、経済的な理由等でエアコンが自宅に設置できない等の事情は早急に解決できるものではなく、また屋外での熱中症を防ぐための仕組みは現状存在しない。気候変動適応に係る全般的な措置は気候変動適応法に位置づけられているが、個別具体的な熱中症対策は法令に規定されていない中、これまで関係省庁で連携して普及啓発を中心とした対策を講じてきたものの、熱中症による死者数や救急搬送者数は現在の傾向（死者数は最大で年間1000人程度、救急搬送者数は年間4~5万人程度）で推移していくと見込まれている。

## 【発生原因】

熱中症による屋内での死者の約9割以上が、経済的に余裕がない等の理由で、エアコンを保有又は使用しておらず、また、救急搬送者数のうち3割が道路上などの屋外で発生している。



## 【非規制手段との比較】

環境省ではこれまでも、マニュアルやガイドラインを作成しての周知広報やエアコン普及促進のための予算措置等を行ってきたが、依然として熱中症による死者数や救急搬送者数が高止まりしている。

## 【規制内容の度合いの比較】

指定暑熱避難施設の指定対象を市町村管理施設に限ることが想定されるが、例えば公立中学校等の体育館の冷房設置率15.3%であり、また市町村管理施設の数や冷房設置率には地域によって違いがあることが想定される。

指定暑熱避難施設の指定対象として、民間管理施設を含めなかった場合と、民間管理施設を含めた場合の便益の差を厳密に金銭的に比較することは困難だが、前者の場合は後者の場合よりも指定暑熱避難施設として指定される施設の総数が減少するため、制度の効果が限定的になり便益が減少することが想定される。

## 規制案の内容

住民を熱中症による健康被害から守るため、市町村長は民間施設を含む施設を指定暑熱避難施設として指定できることとする。民間施設の場合にあっては、施設管理者と同意の上、市町村と協定を締結することとし、熱中症特別警戒情報の発表時に、協定に定める日及び時間帯の範囲内での施設開放を義務付けるものとする。

## 【費用(総額):約1.2億円】

### <遵守費用>

○ 指定暑熱避難施設として指定をされた場合に、市町村と協定を結ぶための手続費用：約8,000万円 = 46,400円 × 1,724市町村

- ・手続費用：46,400円 = 2人 × 8時間 × 2,900円
- (※) 担当者の人数：2人、作業時間：8時間、時給単価：約2,900円 = 4,960千円(民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間) ÷ 1,685時間(労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上)
- ・一市町村に一つの指定暑熱避難施設(市町村管理施設を除く。)が指定されると仮定：1,724市町村

### <行政費用>

○ 指定暑熱避難施設として指定する場合に、民間施設管理者と協定を結ぶための手続費用：約4,000万円 = 25,000円 × 1,724市町村

- ・手続費用：25,000円 = 2人 × 5時間 × 2,500円
- (※) 担当者の人数：2人、作業時間：5時間、担当者の時給単価：約2,500円 = 5,099,280円(地方交付税関係参考資料(令和4年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の市町村分の職員Bの単価) ÷ (8時間 × 5日 × 52週)
- ・一市町村に一つの指定暑熱避難施設(市町村管理施設を除く。)が指定されると仮定：1,724市町村

効果と費用を比較できるように定量化

## 【効果(総額):約6.75億円】

○ 熱中症による救急搬送者数の減少により削減される救急搬送費用：約6.75億円 = 1.5万人 × 約4.5万円

- ・熱中症による救急搬送者数(例年4~5万人発生)が本規制の導入により、およそ1/3の1.5万人程度またはそれ以上減少すると仮定。
- ・救急費用単価：4.5万円(「機能するバランスシート-救急事業とバランスシート-」(東京都財務局))

### <間接的影響>

市町村管理施設、民間施設ともに施設の知名度が向上することが想定されるため、本来用途での利用者が増加することで施設収入が増加することが想定される。

## 【施行期日】

- ・熱中症対策実行計画の策定に関する規定：令和5年6月1日施行
- ・その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

## 【事後評価】

実施時期：施行から5年経過後に事後評価を実施するものとする。

指標：指定暑熱避難施設における熱中症特別警戒情報発表時の施設開放に係る費用  
指定暑熱避難施設の指定・制度運営に係る費用、熱中症による死者※、救急搬送者  
※改正法に基づき策定された「熱中症対策実行計画」(令和5年5月閣議決定)において、2030年に熱中症による死者数が現状(5年移動平均死 8 亡者数を使用、令和4年(概数)における5年移動平均は1,295名)から半減するとの目標を掲げており、優先的に達成するべき指標である。

# 個別推奨事例

(一定の仮定を置く等の工夫により費用や効果が金銭価値化・定量化されている事例)

## 【事前評価】

- 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例……………P10
- 行政費用が金銭価値化・定量化されている事例……………P12
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例……………P14
- 規制案と代替案が比較考量されている事例……………P15

## 【事後評価】

- 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P16
- 行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P17
- 効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P18

# 【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例

## ① 総務省：二酸化炭素消火設備に関する基準の見直し(拡充) (消防法施行令の一部を改正する政令(案)等)

### ○ 規制の概要

新たに不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備に限る。）の設置及び維持に関する技術上の基準を定める（※1）とともに、その一部については既存設備も含めて遡及して適用させる。

また、消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物に全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物を加える（※2）。

※1 閉止弁の設置、二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置、防護区画内立入り時の閉止弁の閉止等、点検時にとるべき措置を定めた図書の備付け、消火剤放出時の立入り制限等

※2 このことに伴い、消防設備士及び消防設備点検資格者の講習科目に、保安に関する要点を追加する。

費用要素	算定方法
消防設備士又は消防設備点検資格者による点検に要する費用	18億2,400万円＝40万円×4,560件 ・点検に要する費用（高さ40mの機械式駐車場を想定）：約40万円 ・対象物数（面積が1,000㎡未満）：4,560件
閉止弁の設置に要する費用	24億円＝80万円×3,000件 ・閉止弁の設置に要する費用（小さいものを1個設置する場合）：約80万円 ・対象物数（全体の約2割の対象物が閉止弁を未設置と見込む）：約3,000件
二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置に要する費用	8億9,310万円＝6万円×14,885件 ・二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置に要する費用：約6万円 ・全ての二酸化炭素消火設備が設置されている防火対象物：14,885件

# 【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

## ② 環境省:規制の一部を適用除外にする特定外来生物の指定(拡充) (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案)

- 規制の概要
  - ・アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下「アカミミガメ等」という。）の特定外来生物への指定  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項に基づき特定外来生物に指定する。
  - ・アカミミガメ等に係る規制の一部適用除外の規定の整備  
アカミミガメ等を通常の特定期外生物に指定するとかえって大量遺棄等を誘発するおそれがあるため、これを避けるべく、法附則第5条第1項に基づき、特定外来生物に係る規制の一部を適用除外とする。

費用要素	算定方法
アカミミガメ等の規制対象行為を行う場合等の許可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカザリガニの規制により新たに発生が見込まれる許可申請に係る費用 年間約541万円＝約18,046円×1人日×300件</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人日当たりの費用：約18,046円（4,331千円（※）÷240日） （※）「令和2年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より、平均給与額（年間）を4,331千円とした。</li> <li>・1申請当たり1人日</li> <li>・件数(外来ザリガニの許可件数合計値参考)：年間300件程度</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカミミガメの規制により新たに発生が見込まれる許可申請に係る費用 年間約162万円＝約18,046円×1人日×90件</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人日当たりの費用：約18,046円（4,331千円（※）÷240日） （※）「令和2年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より、平均給与額（年間）を4,331千円とした。</li> <li>・1申請当たり1人日</li> <li>・件数(類似するハナガメの飼育等の件数（令和4年9月時点）)：年間90件</li> </ul>

# 【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例

## ③ 総務省：放送事業者の業務管理体制の確保に係る規定の整備（拡充） （放送法及び電波法の一部を改正する法律案）

### ○ 規制の概要

- ① 基幹放送事業者等に対し、電気通信設備の運用について、委託先も含めた業務管理体制の維持義務を課す。
- ② 基幹放送事業者等に対して報告義務を課している重大事故の対象に当該業務管理体制の不備に起因する事故を追加するとともに、基幹放送事業者等に対する業務改善命令及び報告徴求事項に当該業務管理体制に関する事項を追加する。
- ③ ①に伴い、認定等の申請事項に、電気通信設備の運用に係る委託先の名称等を追加する。併せて、当該認定等や変更許可を受けることなく、当該委託先を変更した場合の罰則の規定を設ける。

費用要素	算定方法
重大事故に関する報告受付、改善命令、報告徴求及び立入検査（上記②関連）	$2,847,744円 = 3,296円 \times 72時間 \times 2人 \times 6件$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の時給：3,296円＝6,642,000円（令和2年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）</li> <li>・ 1社あたりの対応に要する時間：72時間</li> <li>・ 担当者の人数：2人</li> <li>・ 重大事故発生件数：6件（令和3年度における人為的要因による重大事故発生件数）</li> </ul>
認定等の申請の審査（上記③関連）	$3,053,646円 = 5,274円（\div 3,296円 \times 4時間 \times 2人 \times 1/5回） \times 579社$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の時給：3,296円＝6,642,000円（令和2年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）</li> <li>・ 1社あたりの審査に要する時間：4時間</li> <li>・ 担当者の人数：2人</li> <li>・ 年間回数：1/5回（基幹放送事業者の認定更新及び基幹放送局の再免許は5年ごとに行われるため、年間回数は1/5回となる。）</li> <li>・ 基幹放送事業者等の総数：579社（全てが認定期間及び免許期間において1回の提出を行った場合）＝42社（認定基幹放送事業者）＋534社（特定地上基幹放送事業者）＋3社（基幹放送局提供事業者）</li> </ul>

## 【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

### ④ 経済産業省:特定製品への追加指定(磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具)(拡充) (消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案)

#### ○ 規制の概要

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具について、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）に基づく特定製品に指定する。特定製品に指定された製品は、主務大臣が定める「技術基準」に適合し、その旨の表示（いわゆるPSCマーク。法第13条）が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列することができなくなる（法第4条第1項）。これに違反した者に対し、主務大臣は、販売した当該特定製品の回収を図ること等の必要な措置を取るべきことを命ずることができる（法第32条）ほか、違反者には罰則が科される（法第58条）。

費用要素	算定方法
製造・輸入事業者の届出等事務	<p>1,507,500円=2,500円×1人×3時間×201件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時給：約2,500円=405,049円（「国家公務員給与の実態」より、国家公務員のうち行政職俸給表（一）が適用される職員の平均給与月額）÷（8時間×20日）</li> <li>・人員数：1人</li> <li>・作業時間：3時間</li> <li>・申請件数：201件=約200件（磁石製娯楽用品）（※1）+約1件（吸水性合成樹脂製玩具）（※2）</li> </ul> <p>（※1）玩具協会の民間規格であるSTマークの申請数より想定。STマーク制度における指定検査機関での小型強力磁石に関する要求事項の試験実績は、年間200件（40社）</p> <p>（※2）玩具協会の民間規格であるSTマークの申請数より想定。STマーク制度における指定検査機関での膨張材料に関する要求事項の試験実績は、年間0～1件（社）</p>



# 【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

## ⑤ 農林水産省:一般の人又は組織間の手続における押印の廃止(緩和) (押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案)

○ 規制の概要  
以下の政令中、署名又は認印による押印については、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、これらに係る規定を削除することとする。  
(1) 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）  
(2) 独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）

効果要素	算定方法
手続に係る消耗品等に係る経費の削減	$20万円 \geq 1,000円 \times 200件以上$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1件当たりの手続に係る消耗品等に係る経費（仮定）：1,000円</li> <li>・ 件数：200件以上＝年間約200加入区（漁船損害等補償法施行令第6条に基づく同意取得）＋年間1、2土地改良区（独立行政法人水資源機構法施行令第4条に基づく同意取得）</li> </ul>

## ⑥ 農林水産省:漁協等が漁港施設等活用事業を実施する場合の員外利用制限の緩和(緩和) (漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案) ※緩和による利益を便益として推計

○ 規制の概要  
漁協等が、漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けて漁場利用事業及びその附帯事業を実施する場合、員外利用制限を適用しないものとする。

効果要素	算定方法
漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する際、員外利用制限を適用しないことにより、漁協等による新たな海業の展開が見込まれ、海釣り施設やダイビング案内業等の漁場利用事業により得られる利益	$年間269,014千円 = (500件 \times 50\% \times 40\% \div 5年) \times (2/10 \times 46,780千円 + 3/10 \times 3,147千円 + 2/10 \times 6,702千円 + 3/10 \times 6,034千円)$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組件数：500件×50%×40%÷5年＝20件 ⇒漁協等が漁港施設等活用事業として漁場利用事業を実施する際、5年間で500件の漁港施設等活用事業等の海業の取組件数があり、うち5割が漁協が取り組むもので、そのうち4割が漁港施設等活用事業として漁場利用事業に取り組むものであると仮定</li> <li>・ 年間平均売上金額：2/10×46,780千円＋3/10×3,147千円＋2/10×6,702千円＋3/10×6,034千円 ⇒水産食堂が2割、ダイビング案内業が3割、海釣り施設が2割、その他の取組が3割であると仮定。漁協が取り組む漁場利用事業等の1組合あたりの年間平均売上金額（※）は、水産食堂：46,780千円、ダイビング案内業：3,147千円、海釣り施設：6,702千円、その他：6,034千円</li> </ul> <p>(※) 出典①：令和元年6次産業化総合調査、漁家レストランの年間売上金額及び年間売上金額規模別事業体数割合 出典②：水産業協同組合統計表（遊漁船業等の漁場利用事業、令和元年データ）</p>

## 【事前評価】規制案と代替案が比較考量されている事例

### ⑦ 農林水産省：林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し(拡充) (森林法施行令の一部を改正する政令案)

○ 規制の概要

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、これまで許可の対象ではなかった0.5haを超え1ha以下の規模のものについて都道府県知事の許可の対象とすることとする。

○ 規制案と代替案の比較考量

評価の要素	緩和した0.6haとする(a)案	強化した0.4haとする(b)案
遵守費用	・規制案とほぼ同等の額	・規制案とほぼ同等の額
行政費用	・許可申請1件当たりの費用は、規制案とほぼ同等の額であるが、許可申請の件数は規制案と比較して少なくなる。 ・そのため規制案よりも安くなると考えられる。	・許可申請1件当たりの費用は、規制案とほぼ同等の額であるが、許可申請の件数は規制案と比較して多くなる。 ・そのため規制案よりも高くなると考えられる。
便益	・1件当たりの金額は規制案とほぼ同等の額 ・林地開発許可制度における濁水等発生割合の許容値を0.43% (※) とすると、0.6ha案では0.48%と超過しているため適切ではない。	・1件当たりの金額は規制案とほぼ同等の額 ・林地開発許可制度における濁水等発生割合の許容値を0.43% (※) とすると、0.4ha案では0.21%と許容値を満たしているものの、規制案と比較して、開発行為者や都道府県へ過剰な負担を強いることとなると考えられる。

(※)面積規模と各面積規模における濁水等発生件数の関係を解析して得た指数関数的関係式を基に濁水等発生割合を試算した結果、「太陽光発電設備以外の目的の林地開発」について、現行の面積基準である1haにおける濁水等発生割合は0.43%と試算。なお、規制案0.5haでは0.32%となる。

# 【事後評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例

## ⑧ 総務省:媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入(新設) (電気通信事業法の一部を改正する法律)

- 規制の概要  
媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握するため事前届出義務を導入する。

費用要素	算定方法
媒介等業務受託者が届出する際の費用	$211,000,240円 = 2,942円 \times 2人 \times 1時間 \times 35,860件$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の時給：2,942円 <math>\div</math> 4,957,000円（（年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和2年）の平均給与（正規）<math>\div</math>1,685時間（厚生労働省「労働統計要覧」（令和2年）の実労働時間数（事業所規模30人以上）による。）</li> <li>・ 担当者の人数：2人</li> <li>・ 届出に要する時間：1時間</li> <li>・ 届出件数：35,860件（令和2年度における届出件数は35,365件、令和3年度における届出件数は36,354件であったことから、その平均値を年間に出される届出件数としている。）</li> </ul>

## ⑨ 農林水産省:農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う登録試験業者制度の創設(新設) (日本農林規格等に関する法律)

- 規制の概要  
日本農林規格の制定範囲に試験等の方法についての基準を追加することに伴い、農林水産大臣が、日本農林規格による試験等を実施することができる者を登録試験業者として登録する制度を設ける。  
また、登録試験業者が、日本農林規格による試験等を行った場合に限り、登録標章を付した証明書を交付することができることとする。

費用要素	算定方法
登録試験業者の登録のための申請手続に要する費用	$約32万円 = (3,100円/時間 \times 23時間 \times 2人 + 85,700円 + 90,000円) \times 1者$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の時給：3,100円/時間（令和2年分民間給与実態統計調査及び令和3年度労働統計要覧を基準）</li> <li>・ 作業時間：約23時間</li> <li>・ 担当者：2人</li> <li>・ 登録手数料：85,700円</li> <li>・ 登録免許税：90,000円</li> <li>・ 5年間の登録実績：1者</li> </ul>

# 【事後評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例

## ⑩ 総務省：媒介等の業務を行う者に対する届出義務の導入（新設） （電気通信事業法の一部を改正する法律） ※システムに係る経費も費用として推計

### ○ 規制の概要

媒介等業務受託者を正確・網羅的・迅速に把握するため事前届出義務の導入する。

費用要素	算定方法
届出の受付に係る事務	$211,000,240円 = 2,942円 \times 2人 \times 1時間 \times 35,860件$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の時給：2,942円 <math>\div</math> 4,957,000円（（年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和2年）の平均給与（正規））<math>\div</math> 1,685時間（厚生労働省「労働統計要覧」（令和2年）の実労働時間数（事業所規模30人以上）による。）</li> <li>・ 担当者の人数：2人</li> <li>・ 届出に要する時間：1時間</li> <li>・ 届出件数：35,860件（令和2年度における届出件数は35,365件、令和3年度における届出件数は36,354件であったことから、その平均値を年間に出される届出件数としている。）</li> </ul>
電気通信役務の媒介等業務受託者からの届出を管理する販売代理店電子届出システムに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構築経費（初年度）：13,739,001円</li> <li>・ 保守運用経費：約30,000,000円/年</li> </ul>

## ⑪ 国土交通省：PFI事業として公園施設の設置・管理を行う場合の許可期間の延伸（緩和） （都市緑地法等の一部を改正する法律）

### ○ 規制の概要

PFI事業として公園施設の設置又は管理を行う場合に限り、許可期間を最長10年から当該事業の契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間（最長30年）に延伸できるようにする。

費用要素	算定方法
許可に係る業務に関する費用	$約14万8,125円 = 約1,975円 \times (約3時間 \times 約2人 + 約30分 \times 約3人) \times 10自治体$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員（一般職）の時給：約1,975円（月給平均約31.6万円（総務省「令和3年4月1日地方公務員給与実態調査結果」第5表より））</li> <li>・ 許可に係る業務に関する時間：約3時間</li> <li>・ 従事する公務員：約2人</li> <li>・ 許可の決定に要する時間：約30分</li> <li>・ 許可の決定に関与する者：約3人</li> <li>・ PFI事業の実施方針公表自治体数（公園数）：10自治体（10公園）（令和4年1月1日時点）</li> </ul>

## 【事後評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

### ⑫ 経済産業省:エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制(拡充) (エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令) ※事前評価時(基準設定時)の効果推計との比較

#### ○ 規制の概要

エネルギーの使用の合理化等に関する法律において、特定エネルギー消費機器に対して、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準（トップランナー基準）を定め、それらのエネルギー消費機器等製造事業者等に対して当該基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けてきた（いわゆる「トップランナー制度」）。

今回、ショーケース（飲食品等を低温度に冷却し、陳列、販売用に用いる機械器具）を特定エネルギー消費機器として追加する。

効果要素	算定方法
ショーケース1台当たりの年間消費電力量の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷台数102千台/年で1台あたりの年間消費電力量は、3,190kWh/年/台であったが、出荷構成を2007年度に補正すると、1台あたりの年間消費電力量は2,034kWh/年/台となり、基準年度（2007年度）の1台あたりの年間消費電力量3,191kWh/年/台に対し、約36%の改善が見られた。</li> <li><b>【事前評価時（基準設定時）の効果推計との比較】</b></li> <li>出荷台数（103.6千台/年）及び区分ごとの構成が変化しない前提で、基準年度（2007年度）の1台あたりの年間消費電力量3,191kWh/年/台に対し、目標年度（2020年度）の1台あたりの年間消費電力量は2,174kWh/年/台となり、約32%の改善を想定していた。</li> </ul>

### ⑬ 国土交通省:建築施工管理に係る二級の技術検定の学科試験の種別の廃止(緩和) (建設業法施行令の一部を改正する政令)

#### ○ 規制の概要

建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別（建築、躯体、仕上げ）を廃止し、実地試験についてのみ種別に細分化し試験を実施する。

効果要素	算定方法
高校在学中に二級第一次検定に合格した者が入社後に別の検定種別を受検する必要が生じた場合において、再度第一次検定より受検し直していたために生じていた受検手数料の削減	最大約4千万円＝5,400円×約7千人 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1次検定の受検手数料：5,400円</li> <li>令和3年度における第1次検定のみを受検した18歳以下の受験者：約7千人</li> </ul>